

安全報告書

(2025 年度)



新日本ヘリコプター

SNK

本報告書は、航空法 第 111 条の 6 並びに航空法施行規則
第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 に基づき作成したものです。

目 次

	頁
1. 安全を確保するための事業運営の基本的な方針に関する事項	1
1-1 安全方針	
1-2 法令・規程の遵守	
2. 安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項	2
2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報	
(1) 全体及び安全確保に関する組織の組織図	
(2) 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務	
(3) 安全統括管理者の選任の方法、権限及び責務に関する事項	
(4) 各組織の機能・役割の概要	
(5) 各組織における人員数	
(6) 航空機乗組員及び整備従事者の数	
(7) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数	
2-2 日常運航の支援体制	
(1) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容	
(2) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制	
(3) 安全に関する社内啓発活動等の取組み	
2-3 使用している航空機に関する情報	
3. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項	7
3-1 航空事故及び重大インシデント	
3-2 安全上のトラブル	
4. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項	9
4-1 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止の措置	
4-2 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分 又は行政指導を受けた場合に講じた措置及び講じようとする措置	
4-3 情報伝達及び共有に関する事項の概要	
4-4 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の 概要	
4-5 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要	
4-6 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要	
4-7 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要	
4-8 2025 年度における輸送の安全の状況に関する総括的な評価	
4-9 2026 年度の全社的な安全目標	
4-10 2026 年度の安全に関する各部門における主な活動計画	

2025 年度安全報告書

1.安全を確保するための事業運営の基本的な方針

1-1 安全方針

お客さまおよび社員の「安全・安心」の確保は、経営の基盤であり最優先事項です。

当社は、東京電力パワーグリッド株式会社・中部電力パワーグリッド株式会社をはじめ、多くのみなさまのご理解とご協力のもとで事業を展開しており、当社事業に関わるすべての人が安全を最優先に行動し、信頼に応えることが不可欠です。

経営層および管理者は率先して安全文化の定着を推進し、全社員が一丸となって、以下の取り組みを柱として「無事故・無災害」の達成を目指します。

1. 法令・規程等の遵守
2. 全員参加によるリスクマネジメントの徹底
3. 関係箇所との連携強化
4. 安全活動の定期評価と継続的改善

1-2 法令・規程の遵守

経営層から一般職員まで会社職員の全てが法令等及び社内規程等を遵守し、情報を共有化するとともに、常に安全を最優先に考え行動する。

全ての社内規程等は、法令等に適合しなければならない。



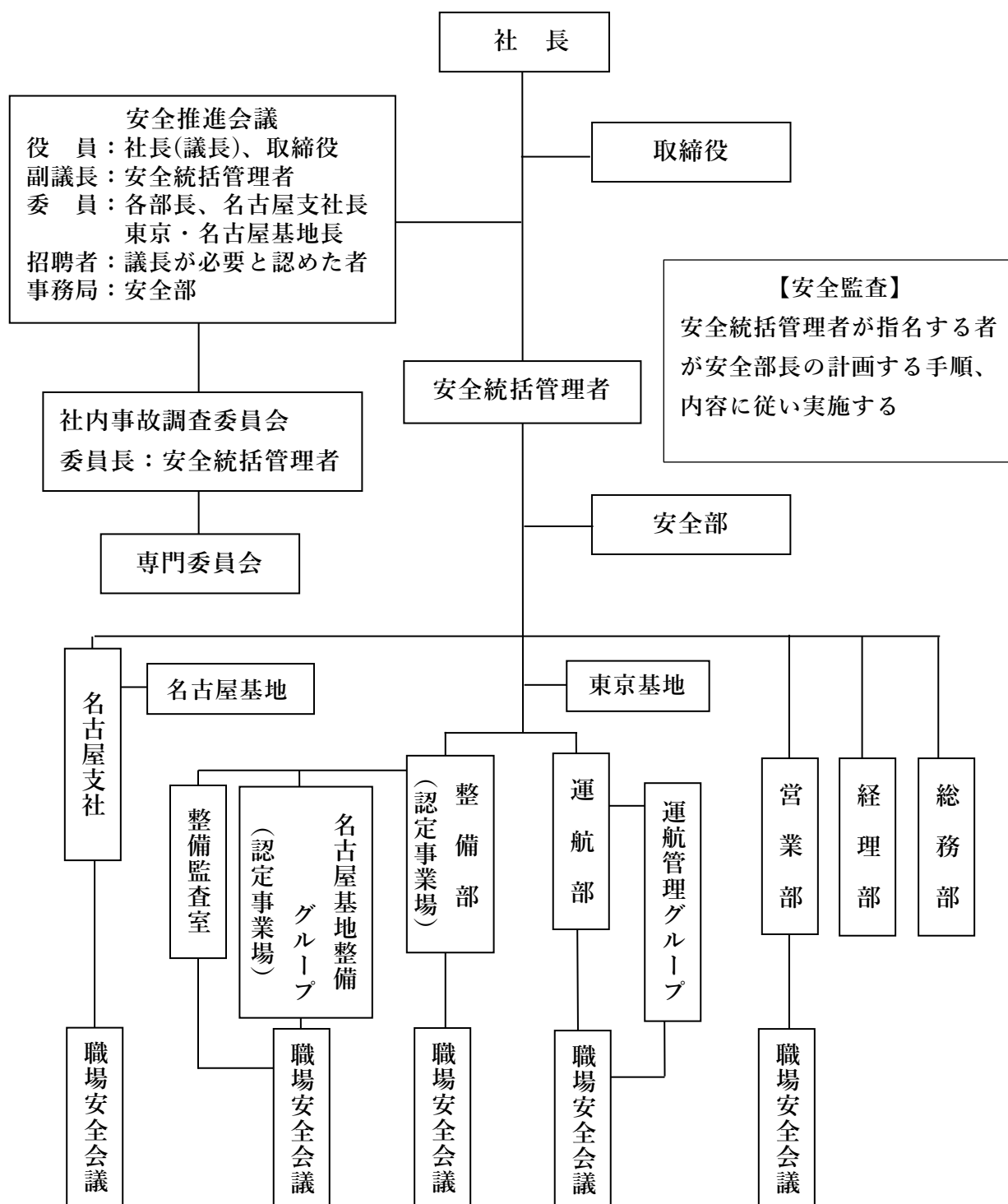
2025 年度 安全報告書

2.安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

(1) 全体及び安全確保に関する組織の組織図（2026 年 3 月 31 日現在）

<安全管理規程 別表>



2025 年度 安全報告書

(2) 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務

経営の最高責任者である社長は、安全の基本方針を明示し、安全上の重要事項に関し、安全統括管理者等の報告・意見を尊重しながら決定し指示を行うほか、安全管理に必要な経営資源の確保と配分を行います。

(3) 安全統括管理者の選任の方法、権限及び責務に関する事項

①選任の方法に関する事項

安全統括管理者は、会社の重要な決定に参画する管理的地位にあって通算して3年以上航空運送事業の実施 若しくは管理の総括に関する業務の経験を有する者又は国土交通大臣によりこれと同等以上の能力を有すると認められた者から選任します。

②権限及び責務に関する事項

安全統括管理者は、社内の安全管理の取組みを統括的に管理する責任者として、安全に関する重要事項について経営上の意思決定に参画するとともに、安全管理の継続的な改善を推進します。

また、安全に関する重要事項について社長へ報告を行うほか、各部署の責任者及び職場管理者等に対し、必要な指導・助言、勧告、援助を行います。

(4) 各組織の機能・役割の概要

①安全管理に関する組織体制及び役割

・安全部長

安全部長は、安全管理推進部門の長として各部署における安全衛生活動計画の実施状況について把握し、適宜指導及び助言を行うとともに、これを集約し安全統括管理者に報告します。

また、社内外の安全に関する情報管理の責任者として、安全に関する情報の収集、蓄積及び社内への周知を行うとともに、安全教育等の啓発活動を実施します。

安全監査の実施責任者として監査を計画・実施し、その結果を安全統括管理者に報告するとともに、安全に関する事項について社外との窓口業務を行います。

・各部署の責任者

各部署の責任者は、当該部署の安全管理の責任者として職場管理者を指揮し、安全衛生活動計画に基づく業務実施計画を作成・実施するとともに、法令等及び社内規程等の遵守を徹底し、不適合を認めた場合は速やかに報

2025 年度 安全報告書

告及び是正を行います。

また、当該部署における安全管理に関する重要事項を安全部長に報告するとともに、当該部署の職場安全会議を主宰します。

- ・ 職場管理者

各部署のグループマネージャーは、グループメンバーを指揮し、安全衛生活動計画を実施するとともに、安全情報等の周知、法令等及び社内規程等の遵守指導、不安全の芽及びヒヤリハット事例を収集し、安全管理に関する重要事項を当該部署の責任者に報告します。

- ・ 安全担当

各部署内に選任された安全担当は、各部署の責任者の指示により、職場の安全に関する情報の収集・提供を行うとともに安全対策等、安全確保に関する業務を実践します。

また、職場安全会議の事務局として、収集した安全情報を各部署の責任者に報告します。

- ・ 一般職員

一般職員は、自らの業務を遂行するにあたって、法令や社内規程等を遵守し、確実に実施するとともに、積極的にヒヤリハット、不安全の芽等の報告を行うことにより、事故未然防止等安全の確保に努めます。

②安全に係る会議体・委員会

- ・ 安全推進会議

経営に重大な影響を及ぼす恐れのある安全上のリスクをはじめ、安全に関する重要事項を審議するとともに、必要な再発防止策及び未然防止策等を策定する会議体です。社長が議長となり常勤役員及び各部長等により構成され、原則として毎月 1 回開催します。

- ・ 職場安全会議

各部署における安全に関する事項全般について情報を共有するとともに、全員で不安全の芽の掘り起こしと改善などを行うとともに、課題の討議・意見交換をします。職場の安全確保を推進する場として、各部署の責任者が主催し、原則隔月 1 回開催します。

2025 年度 安全報告書

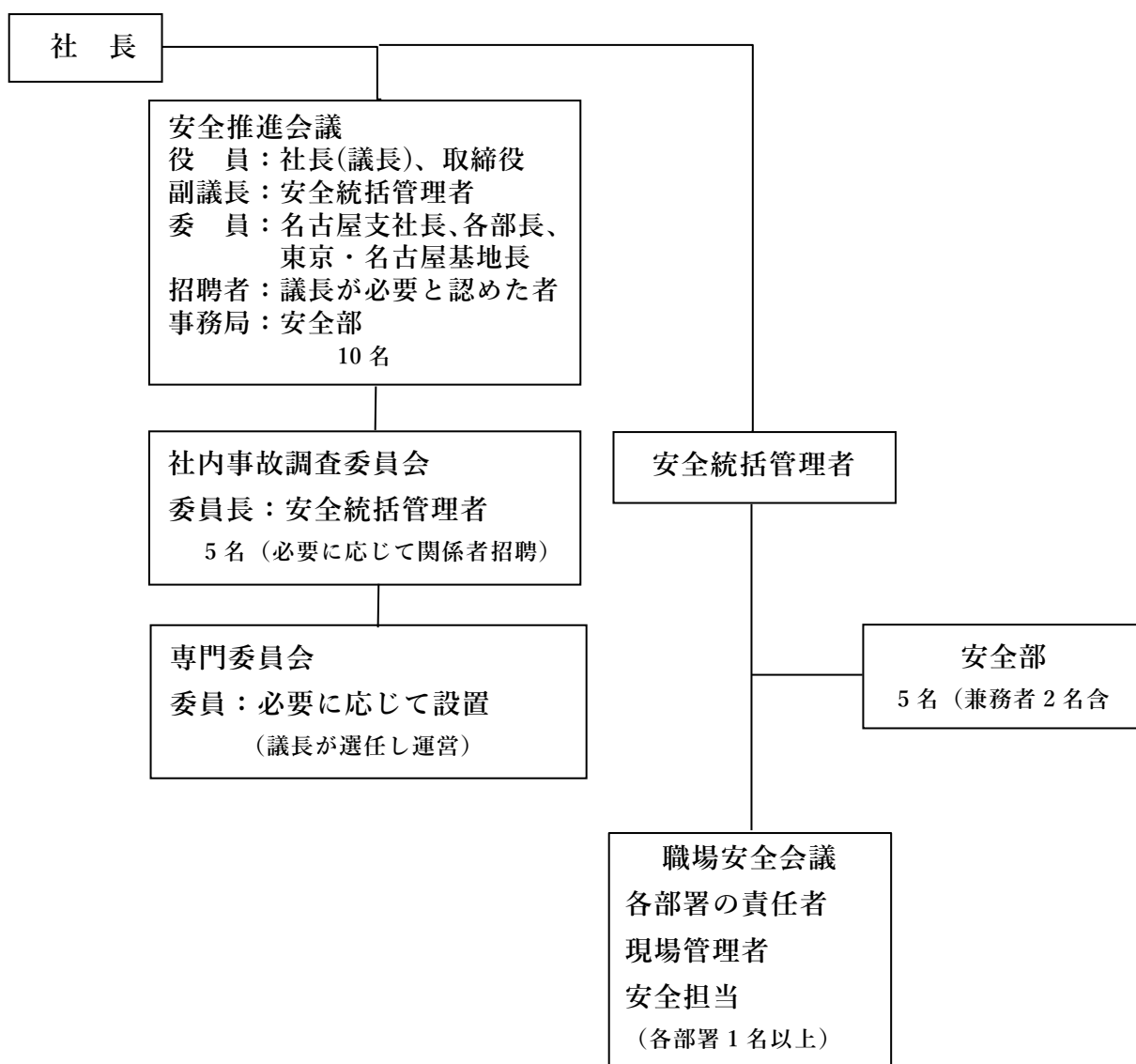
・社内事故調査委員会

当社で重大な事故が発生した場合に安全推進会議の下部組織として設置され、安全統括管理者を委員長として事故原因を調査し、調査結果を取りまとめ、恒久的再発防止策を策定し、安全推進会議に報告します。

・専門委員会

安全推進会議の下部組織として、必要に応じて専門委員会を設置します。委員の選出や運営方法については、社長がその都度定めます。

(5) 各組織における人員数（安全管理規程 別表 安全管理組織体系 抜粋）



2025 年度 安全報告書

(6) 航空機乗組員及び整備従事者の数 (2026 年 3 月 31 日現在)

- ・ 航空機乗組員18 名
- ・ 整備従事者45 名

(7) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数 (2026 年 3 月 31 日現在)

- ・ 運航管理従事者24 名
- ・ 有資格整備士45 名

2-2 日常運航の支援体制

- (1) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容
「航空機乗組員、整備従事者、運航管理従事者の定期訓練及び審査」については、国が定める「運航規程審査要領（空航第 58 号）」、「整備規程審査要領（空機第 73 号）」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）（空航第 69 号及び空機第 68 号）」に基づき、運航規程及び整備規程等に定め実施しています。
- (2) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制
運航の問題点の把握と共有、フィードバック体制については、報告制度（義務報告及び自発報告）を活用し、安全情報の共有及び再発防止に努めています。
- (3) 安全に関する社内啓発活動等の取組み
 - ・ 安全の日の集い
 - ・ 経営層及び各部署による合同安全パトロールの実施
 - ・ 定期巡視出発式（毎月）の開催
 - ・ ヒューマンファクターズ及び CRM 訓練等の安全教育の実施
 - ・ 安全啓発（危険疑似体験）研修の実施
 - ・ 各種安全セミナーへの参加
 - ・ 作業前における TBM-KY の実施



2025 年度 安全報告書

2-3 使用している航空機に関する情報

(1) 保有している航空機の機種等に関する情報

機 種	機数	座席数	平均年間 ^{*1} 飛行時間	導入時期 ^{*2}	平均機齢 ^{*3}
Bell 206L-3	2	7	179	1989 年	36 年
Bell 407	6	7	231	2008 年	13 年
Bell 427	2	8	219	2002 年	25 年
Bell 412 EP	1	15	287	2011 年	15 年
AS 332L1	2	20	362	1991 年	34 年

総機数 13 機 (2026 年 3 月 31 日現在)

*1：有償飛行時間

*2：導入時期は初号機

*3：平均機齢は製造年からの経年数

(2) 救急用具の整備状況

航空法施行規則第 150 条に基づき、乗客乗員の安全を確保するため、非常信号灯、防水携帯灯、救命胴衣、救命ボート、救急箱、非常食糧、航空機用救命無線機等の救急用具を搭載しています。

3.航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項

3-1 航空事故^{*1}及び重大インシデント^{*2}

2025 年度は、重大インシデント 1 件が発生しました。概要は次のとおりです。

(1) 物資輸送中における重大インシデント

① 概要

JA6686 (AS332-L1 型機) にて物資輸送作業中、荷吊り後の前進上昇中に荷崩れ防止のために装着していた固縛材 (トンパック及びネット) が意図せず山林に落下する事案が発生しました。なお、人身及び物件への被害はありませんでした。

② 再発防止のために講じた措置

- ・外付けトンパックのみでの輸送禁止
- ・回収物確認方法の基準化
- ・教育体制の再構築

2025 年度 安全報告書

※1 航空事故

航空事故とは、航空法第 76 条に定める「航空機の墜落、衝突又は火災」、「航空機による人の死傷又は物件の損壊」等の事故が該当します。

※2 重大インシデント

重大インシデントとは、航空法第 76 条の 2 及び航空法施行規則第 166 条の 4 に定める「事故が発生するおそれがあると認められる事態」で、滑走路からの逸脱、非常脱出、エンジンの推力損失及び物件を機体の外に装着し吊下げしている航空機から当該物件が意図せず落下した事態等が該当します。

3-2 安全上のトラブル※3

2025 年度における安全上のトラブルは 6 件発生しました。概要は次のとおりです。

(1)機体構造の亀裂（3 件）

① a. 概要

JA6720（AS332-L1 型機）の飛行試験中の飛行間点検において、MGB Deck L/H Main Servo Control Rod 周辺にペイント剥がれを認めたため、詳細点検を実施したところ、機体中心方向へ約 53mm のクラックが発見されました。

b. 措置

恒久的な修理（Permanent）LH スキンの交換を大修理作業として行うため、修理改造検査を受験しました。

② a. 概要

JA6720（AS332-L1 型機）の MGB Deck L/H Skin 修理作業中、機体構造の一部にクラックが発見されました。

b. 措置

航空機製造者に作業を委託し、最終的に修理改造検査を受験しました。

③ a. 概要

JA6720（AS332-L1 型機）の MGB Deck L/H Skin 修理作業中、MGB Deck R/H Skin にクラックが発見されました。

b. 措置

運航事業者では修理が実施出来ない作業に指定されたため、航空機製造者に作業を委託しました。

2025 年度 安全報告書

(2) 燃料、潤滑油又は作動油の著しい漏れ（1 件）

① a. 概要

JA6686（AS332-L1 型機）にて物輸回收作業中、場外離着陸場への進入時に警報灯が点灯し、機内へのハイドロ漏れが生じました。

b. 措置

ホース ASSY 全ての交換を実施しました。

(3) 出発地に引き返した事案（2 件）

① a. 概要

JA6720（AS332-L1 型機）が東京ヘリポートを離陸して場外離着陸場への空輸中に ENG No1TQ 計に不具合が発生しました。

b. 措置

計器の交換を実施し、地上試運転及び飛行試験を行い異常ないことを確認しました。

② a. 概要

JA6686（AS332-L1 型機）が耐空検査に向けた社内テスト飛行において、東京ヘリポートから福島空港への経路途中で無線機受信不良を確認した。航法装置の一部試験項目が実施できないので、出発地に引き返した事案が発生しました。

b. 措置

No.1VOR Receiver（VIR32）が不具合であると判断し、機器の交換を実施しました。

※3 安全上のトラブル（義務報告）

航空事故や重大インシデントには至らなかったものの、航空機の運航に安全上の支障を及ぼす事態で、安全上重要なシステムや非常用の装置が正常に機能しない事態、運用限界の超過、緊急の操作その他の安全上の緊急措置を要した事態が該当します。

4.安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

4-1 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止の措置

安全上の支障を及ぼす事態に対する措置については、3-2 項をご参照下さい。



2025 年度 安全報告書

4-2 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分^{※1}又は行政指導^{※2}を受けた場合に講じた措置及び講じようとする措置

2025 年度に受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導等はありません。

※1:行政処分

国土交通省が輸送の安全を確保するために必要があると認めた時に事業者に対して実施するもので、航空法第 112 条(事業改善命令)及び第 119 条(事業の停止および許可の取り消し)等が該当します。

※2:行政指導

行政処分に至らない場合であっても、国土交通省が事業者に対して自らその事業を改善するように求めるもので、「業務改善勧告」や「嚴重注意」などが該当します。

4-3 情報伝達及び共有に関する事項の概要

社内規程等に基づき、安全に関する情報を幅広く収集するとともに、関係部署が各会議体等を通じて情報を共有しています。

4-4 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要

航空事故、重大インシデント、ハイジャック、テロ及び天災等の発生時には、関係機関を含む緊急連絡体制及び応急措置手順を整備し、迅速かつ的確な対応を行うこととしています。これらの対応は、関係法令等を踏まえ社内規程において定めています。

4-5 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要

各部門に対する内部監査は、年度監査計画に基づき、安全部が監査内容及び実施手順を定め、安全統括管理者の承認を得たうえで毎年度 1 回実施しています。

また、内部監査においては、各部門における安全管理活動の実施状況について、適合性及び運用状況を確認するとともに、安全管理システムの有効性について評価を実施しています。

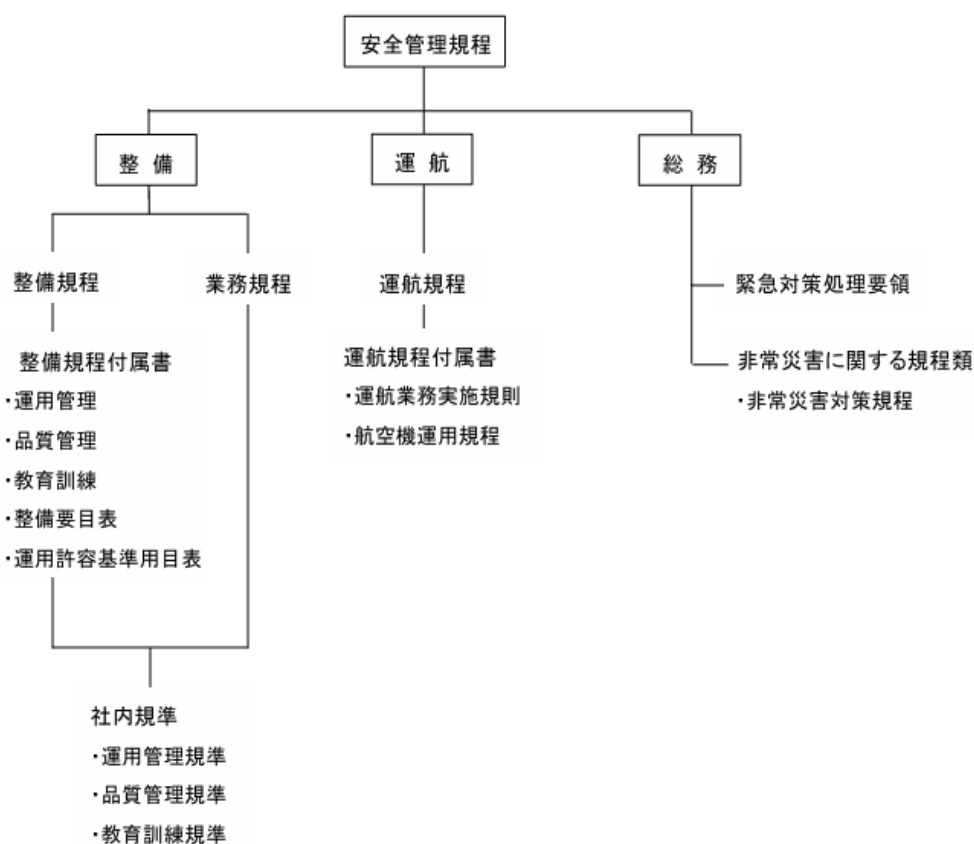


4-6 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要

(1) 文書管理

輸送の安全に係る文書として、安全管理規程をはじめとする関係規程類及び関連文書を整備し、適切に管理するとともに、収集した安全情報や安全に係る会議の議事録、内部監査の記録等を適切に保管、保存しています。

(2) 安全管理規程とその他の社内規定との関係



4-7 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要

安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するため、毎年度1回マネジメントレビューを実施し評価を行い、必要に応じて改善等の措置を講じています。

また、各部署において安全衛生活動計画を策定し、半期に1回の実施状況及び評価を行うとともに、安全推進会議等において検証を実施し、安全管理の継続的改善を講じています。

2025 年度 安全報告書

4-8 2025 年度における輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2025 年度につきましては、基本ルールの再徹底に加え、法令及び社内規程類を遵守するとともに、過去の航空事故・重大インシデントに基づく再発防止対策の定着状況や、他社で発生した事故等を踏まえた安全諸施策の継続的な実施状況について、安全推進会議や社内安全監査等でその有効性の評価・検証等を行いました。

2025 年度の目標達成状況は、「航空事故・重大インシデント」（目標 0 件/実績 1 件）、「安全上のトラブル」（目標 2 件/実績 6 件）で年度を終え、目標を達成することができませんでした。

今後、発生した事案の再発防止対策を確実に実践するとともに、予兆管理を行いトラブルの未然防止に努め、更なる安全意識の向上を図り、より一層強固な安全文化を築きあげてまいります。

4-9 2026 年度の全社的な安全目標

安全の確保は会社経営の基盤であり、最優先事項であります。そのため、社長及び安全統括管理者をはじめとする安全管理の責任者が安全管理体制に主体的かつ積極的に関与するとともに、全社員が一丸となって安全を最優先に考え行動し「無事故、無災害」の達成を目指します。

- (1) 航空事故・重大インシデント発生件数 0 件
- (2) 安全上のトラブル発生件数 2 件以下
- (3) 安全上のトラブル発生事例について、安全推進会議にて原因究明、
発生防止対策審議 全数

4-10 2026 年度の安全に関する各部門における主な活動計画

当社の事業運営は、すべての業務において「安全最優先」で事業活動を展開し、社内における安全管理システムの強化・改善を継続するとともに、コンプライアンスを徹底しながら、質の高いサービスを提供することで、お客さまや社会からの信頼を得ることとして 2026 年度の経営計画を策定しており、安全衛生活動計画は経営計画と一体のものとして、無事故・無災害を目指し、重点実施事項を中心に、各職場の課題について計画的に取り組んでいきます。



2025 年度 安全報告書

取り組みにあたっては年間を通じた計画的な活動を展開するとともに、過去の事故・災害事例に学び、日常業務の中にある危険要因を発見し、根絶する活動を徹底します。

また、安全担当による職場安全会議に加え、経営層を交えた安全報告会等による情報共有を密にし、経営層と現場が一体となって安全な職場を築いていくとともに、心身両面の健康維持増進に努めてまいります。

なお、各部署の安全衛生活動計画は、業務実施計画に反映し、適切に PDCA を回していきます。

(1) 安全衛生活動全般

- ① ヒヤリハット・不安全の芽の収集とリスク管理の確実な実施
- ② 社内外の関係個所と連携した計画的安全衛生活動の展開
- ③ 安全パトロールの強化による現場安全管理の再徹底
- ④ 安全教育・訓練の法令・ルール等を遵守した確実な実施
- ⑤ 安全文化醸成に向けた安全諸施策の定期的評価・改善

(2) 航空安全

- ① 過去の事故に基づく再発防止対策の継続的实施による類似災害の防止
- ② 航空事故、重大インシデント・自然災害等の緊急事態発生時の危機管理体制強化
- ③ 航空保安業務の確実な実施による安全意識の向上
- ④ 社内外におけるコミュニケーションの活性化
- ⑤ 航空従事者の飲酒に関するルールの遵守

以 上

